

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月4日（月）午後3時00分から午後3時37分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 45（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23 番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
		6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘	6 番	岡山 正喜
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
19 番	松本 武雄	20 番	森崎 正
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示

4. 欠席委員（2名）

農業委員 5 番 門脇 忠男

最適化推進委員 23番 渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

4番 加賀山 洋介 6番 鎌田 吉太郎

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第4号	農地原形変更届出書について
報告第5号	諸証明について
報告第6号	農地法第4条・5条許可について
報告第7号	農地法第3条の規定による許可申請の取消願について
報告第8号	農地転用事業計画変更申請書について
報告第9号	農地転用許可後における工事進捗状況報告書について (令和5年10月16日～令和5年11月15日までの事務局処理事案)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市 農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	主事	入川 大希
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 23 名、農地利用最適化推進委員 22 名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和 5 年 12 月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、門脇委員、渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に加賀山委員、鎌田委員を指名いたします。

まず、報告第 1 号から第 9 号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

（報告第 1 号から第 9 号までを議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

どなたかご質問はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、今月は 9 件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書 6 ページから 7 ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上惣一委員》

79番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは農業廃止ということで耕作してくれる人を探してましたが、熱心に農業されている◇◇◇◇さんが耕作をするということで話がまとまり、所有権を移転するということです。以上です。

《河野秀雄委員》

80番の件について説明します。◇◇◇◇さんは、地区外のため耕作ができないということで、耕作してくれる人を探していましたが、熱心に農業される◇◇◇◇さんという方が耕作をするということでまとまり、所有権を移転するということです。

《兵頭委員》

それでは、議案81号、受理番号81番につきまして、説明させていただいたと思います。◇◇◇◇さんという方が、近隣に借家で住んでおられましたが。家族、特に奥さんがですね、野菜作りをしたいということで、借家じゃなくて、土地を探して家を建ててですね。そして、この地に住んで、農業に従事していきたいという、そういう新規の方でございます。場所に関しましても、隣の自治会との境にありまして、日当たりもとてもいい所なので気に入られて、ここを申請されたような状態でございます。それで、ぜひともというお話がございまして、現地確認をして、適当じゃないかという形でお話を。役員さんたちも来ていただいて現状を見ていただいた、というような状態にございます。

《竹葉委員》

推進委員の竹葉です、よろしくお願いします。82番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親戚関係に当たります。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんから、農地の管理が大変であるため処分したいとの申し出があり、譲り受けることになりました。◇◇◇◇さんは兼業農家ですが、熱心に農業にも取り組まれており、何ら問題ありません。続いて83番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの間には、互いに隣接する農地があります。農地の集約化により、農作業の効率アップに繋がるため、隣接農地間同士の所有権移転の話がまとまりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ではありますが、耕作するにあたり、特に問題ありません。続いて84番を説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの間には、互いに隣接する農地があります。農地の集約化により、農作業の効率アップに繋がるため、隣接農地間同士の所

有権移転の話がまとまりました。今回の所有権移転に関して何ら問題ありません。

《氏原委員》

８５番、８６番について説明いたします。先程の竹葉委員の８３番、８４番と重複ですけど。譲受人の◇◇◇◇さんは、経営の効率化を図るため農地の所有権移転を希望し、譲渡人は譲受人の希望に応じ、所有権移転をするものであります。◇◇◇◇さんは高齢です。◇◇◇◇であります。元気で農業をされており、問題はありません。

《船田委員》

８７番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇在住、高齢のため耕作ができないということで、耕作をしてくれる人を探していましたが、熱心に農業をされている◇◇◇◇さんという方が耕作をするということで話がまとまり、所有権を移転するということです。何ら問題はありません。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

はい、井上委員。

《井上和久委員》

失礼いたします。８１番についてですね、これ、新規耕作、新しく出てきた言葉でございますが。兵頭委員さんのお話では、事務局の立会があったと説明されとったんですが、私が聞いている範囲では、新規耕作は立ち会いをしないというふうに聞いたんですが。いかがなものでしょうか。

《 会 長 》

事務局お願いいたします。

《山下係長》

失礼いたします。この後の４条５条のところでの転用の案件に繋がる場所があります。

《井上和久委員》

すいません、先走ります。あと、私、言う権限も何もないんですけど、発言される方は、ご起立の上ご発言いただいたらと思います、となっております。

《 会 長 》

他にご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は農家住宅の申請が1件でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。9ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《谷本委員》

この案件につきましては、先月の29日に、会長さんをはじめ、事務局の方々と現地を視察しております。転用については、別段悪影響はないと判断をいたしております。特に問題はないと考えております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって、議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月は自己住宅が1件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。11ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《兵頭委員》

はい、現地を見ましたところ、新規の農業の参加の方です。先程言いましたように、住宅並びに家庭菜園も一緒にしたい、というお話。先程申したような形ですが、適当と思い、書類とかそういうのを作成させていただきました。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって、議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書12ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和5年12月11日となっております。

1ページめくっていただきまして、13ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規12件26,111.00㎡、更新9件16,024.00㎡、計21件42,135.00㎡となっております。所有権の移転は、ありませんでした。

今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

170番について説明させていただきます。◇◇◇◇さんの水田を◇◇◇◇さんが、新規に5年間の契約で米を作る、ということです。何ら問題ないと思っております。以上です。

《和田委員》

失礼します、171番について説明します。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇さんの土地を借り受け、耕作する申請です。住所は◇◇◇◇になっておりますが、実家が◇◇◇◇にあり毎日通ってるそうです。何ら問題ないと思います。

《梶原委員》

失礼します、172番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でおられ、農業されておられません。この土地は、以前より利用権の設定を受ける◇◇◇◇が口約束にて耕作をされておりましたけれども、ご高齢にあたり、◇◇◇◇君が主体的に耕作していくということで、この話になりました。◇◇◇◇君は真面目に農業に取り組んでおられ、何ら問題はありません。

《大塚委員》

173番です。◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんからの貸借権の設定でございます。何ら問題ございません。以上です。

《小清水委員》

失礼いたします。175番、176番について説明をいたします。176番の◇◇◇◇さん、この方は◇◇◇◇で、農業の方しておりません。これまでも、上の◇◇◇◇さんが両方の耕作をしておったわけなんです、◇◇◇◇さん、病気になられまして、農業ができないということで、新規で◇◇◇◇が耕作するようになりました。先程報告第2号にありましたように、◇◇◇◇大規模経営をしておられまして、作業の受託もやられておると。健全経営をしておるといふ企業でございますので、何ら問題はないかと思っております。以上です。

《大塚委員》

174番を忘れていました。174番も同じ◇◇◇◇君で、何ら問題ありません。

《若藤委員》

177番、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんと引き続き耕作いたします。何ら問題はございません。

《森崎委員》

178番について説明いたします。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんに農地を貸すということなんですけど、全く問題ないと思います。

《河野秀雄委員》

179番の◇◇◇◇さん、更新ということで何ら問題はあります。以上です。

《榊長委員》

180番について説明いたします。180番は更新です。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおり、今まで通り耕作をするということなので、問題はあります。以上です。

《船田委員》

181番、182番を説明します。これは◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんがまた更新されるということで、何ら問題はないと思います。

《堀田委員》

183番と184番、185番が私の管轄でございますけれども、183番の◇◇◇◇さん、それから184番の◇◇◇◇さんは、それぞれ◇◇◇◇は基盤整備が済んでおりませんので、なかなか水田をするといひますと、なかなか骨なんですけれども。

ちょうど◇◇◇◇さんが熱心にされておりますので、◇◇◇◇さんは、これは今◇◇◇◇ですけど親が◇◇◇◇に住んでおりまして。それから、◇◇◇◇さんはもう高齢でございますので、◇◇◇◇さんが新規で賃貸をする、ということでございますけれども、何ら問題ないと思います。それから185番につきましては、◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんの土地を、ちょうどこれ◇◇◇◇さん、年は若いですがけれども、農業されておりますけれども、隣接をしておりますので、◇◇◇◇君が、これ更新でございますので、何ら問題ないかと思います。以上です。

《高木委員》

186番と187番について説明します。186番の◇◇◇◇さんはもうお年で、自分でようやらないということで、もうずっとこの人に頼んどるそう。◇◇◇◇さんの方は、乳牛を飼われていて、餌の牧草を作るために、もう何回かの更新でやっとなるそうなので、別に問題はないと思います。

《竹葉委員》

188番について説明します。188番については更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは5年前に退職後、地道に農業に取り組んでおられ、今後の耕作においても何ら問題ございません。以上です。

《中尾委員》

189番の事案について説明いたします。愛媛県が実施する農地中間管理機構関連の整備事業を活用した区画整理工事で、事業計画の変更に伴い編入することとなった◇◇◇◇さんの農地について、◇◇◇◇が中間管理権を設定し、借り受けしようとするものです。◇◇◇◇は国の整備事業を進めて参りましたが、この度、◇◇◇◇在住の◇◇◇◇さんの田んぼを公益財団法人愛媛農林漁業振興機構が借り受け、整備をして、◇◇◇◇に貸し付けするものであります。問題はないと思われます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、早稲田委員、森崎委員、薬師寺委員の退席を求めます。

お諮りいたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって、議案第4号は原案のとおり承認することと決

定いたします。早稲田委員、森崎委員、薬師寺委員の入室を認めます。

以上で令和5年12月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
